

## 弘前市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号。以下「契約規則」という。）第15条第4項の規定に基づき、本市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 郵便入札の対象となる入札は、弘前市条件付き一般競争入札実施要領（平成19年8月13日制定）第3条各号、及び弘前市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領（平成28年8月1日制定）第3条各号に掲げる建設工事等（以下「対象工事」という。）とする。

(公告)

第3条 市長は、郵便入札に付する対象工事の入札公告については、契約規則第6条第10号のその他必要な事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数及び落札業者が決定しなかった場合の手続き
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札書及び工事費内訳書の提出)

第4条 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は、指定する入札書等の様式に必要な事項を記入し、入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）の記名押印をした上で、指定する到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書等は封筒に入れ封緘し、表側に宛名、公告番号、入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所（法人にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号及び代表者氏名）を記載し、封印しなければならない。
- 4 郵送した入札書等の差替え又は撤回は認めないものとする。
- 5 入札書等の郵送後においても入札辞退を認めるものとする。この場合、その申し出は入札執行（開札）までに入札辞退届を入札担当課へ直接持参して提出することにより行うものとする。

(入札の執行)

第5条 入札の執行回数は1回とする。ただし、次条第1項に規定する場合はこの限りでない。

- 2 落札者に対する連絡は、入札執行後速やかに、行うものとする。

(再度入札)

第5条の2 予定価格を事前公表しない案件に限り、第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札が無いときは、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合、その日時及び第1回目の入札結果を入札参加者にFAX等により通知するものとする。
- 3 再度入札を行う場合、予定価格調書は、第1回目の入札後に職員が新たな予定価格封筒に封緘するものとし、立会人の印によりこれに封印を行う。
- 4 再度入札の開札日は、当該案件の第1回目の開札日の5日後を目安として設定する。
- 5 次条第2項の規定にかかわらず、再度入札の立会人は、第1回目の入札後に立会人のくじにより決定するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、再度入札に関する事項は、第1回目の入札の例による。

(入札の立会い)

第6条 市長は、開札を行うときは入札立会人(以下「立会人」という。)を2人立ち会わせなければならない。

- 2 前項の立会人は、弘前市条件付き一般競争入札実施要領の対象工事に係る入札にあっては参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の審査の終了後において、当該入札に参加できることとなった者(以下「入札参加資格者」という。)の申請書に受付順に通し番号を付し、弘前市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領の対象工事に係る入札にあっては参加申請書を提出した者(以下「入札参加申請者」という。)の受付順に通し番号を付し、それぞれ次の表のとおり入札参加資格者数または入札参加申請者数の区分に応じた受付順番号に該当する者を選任する。ただし、入札参加資格者または入札参加申請者が1人の場合は、当該入札参加者または入札参加申請者を選任し、当該入札事務に関係のない職員を1人立ち会わせるものとする。

入札参加資格者(入札参加申請者)数	受付順番号
2人又は3人	1、2
4人以上10人以下	2、4
11人以上20人以下	3、11
21人以上	4、21

- 3 前項の規定により選任された立会人には、入札立会依頼書(様式第1号)により立会いを依頼するものとする。
- 4 前項の規定により依頼された立会人が入札に立会いできない場合は、入札立会人委任状(様式第2号)により代理人が立ち会うものとする。
- 5 立会人は、入札前に入札立会人名簿に署名するものとする。
- 6 予定された立会人が入札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立

ち合わせるものとする。

(入札の傍聴)

第6条の2 入札者又はその代理人(立会人又はその代理人を除く。以下同じ。)は、当該入札を傍聴することができる。

2 入札者の代理人が入札を傍聴しようとするときは、入札傍聴委任状(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場における紀律の保持に関して入札担当課の職員の指示に従わなければならない。

(同価格入札の取扱い)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合又は当該入札を傍聴している場合はその者にくじを引かせ、参加又は傍聴をしていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

第8条 契約規則第18条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告で示した入札書等の到着期限を過ぎて到達した入札
- (3) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (4) 入札書等が郵送された封筒に記載の差出人(法人にあつては商号及び代表者氏名)と入札書等の入札者(法人にあつては商号及び代表者氏名)が相違する入札
- (5) 指定する様式以外の入札書等による入札

(入札の中止等)

第9条 市長は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、郵便事情等により事故が発生したとき、その他やむを得ない理由が生じたときは、入札若しくは開札を中止し、又は入札期日若しくは開札期日を延期することができる。この場合においては、速やかにその旨及び理由を公告するものとする。ただし、公告する暇がないと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、到着期限までに到着した入札書等の取扱いについては、市長がその都度定める。

(その他)

第10条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成27年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う郵便入札について適用する。

(弘前市総合評価落札方式実施要領の一部改正)

- 2 弘前市総合評価落札方式実施要領(平成25年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この要領は平成27年9月1日から施行し、同日以後に公告を行う郵便入札について適用する。

附 則

この要領は平成28年8月1日から施行し、同日以後に公告を行う郵便入札について適用する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う郵便入札について適用する。

様式第1号

平成 年 月 日

様

弘前市長

印

## 入札立会依頼書

下記の入札への立会いを依頼します。

立会人の方には、開札前に郵送された封筒の確認（未開封であること。入札参加有資格者（入札参加申請者）一覧に記載されていること。）及び入札立会人名簿に署名をしていただき、開札事務の立会いをさせていただきます。

入札立会いの際には、本依頼書及び認印を必ず持参してください。

### 記

1 工事・業務名称 \_\_\_\_\_

2 入札日時 平成 年 月 日（ ） 時 分

3 入札場所

注1 代表者以外の方が入札に立ち会う場合は、本依頼書のほかに入札立会人委任状を必ず持参してください。

注2 必ず上記入札時間に間に合うよう到来してください。

様式第2号

## 入札立会人委任状

平成 年 月 日

弘 前 市 長 様

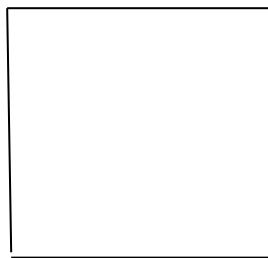
住 所  
委任者 商号又は名称  
代表者職氏名 印

今般都合により\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記の入札立会人にかかる一切の権限を委任します。

### 記

1 工事・業務名称 \_\_\_\_\_

2 受任者が使用する印鑑



様式第3号

## 入札傍聴委任状

平成 年 月 日

弘 前 市 長 様

	住 所	
委任者	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

今般都合により\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記の入札の傍聴の権限を委任します。

### 記

1 工事・業務名称 \_\_\_\_\_